## **加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例に関するお知らせ**

（工事請負契約用）

|  |  |
| --- | --- |
| 件名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期限 | 年 月 日 ～ 　　 年 月 日 |

この工事は、加東市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 対象労働者 | ・正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第９条に規定する労働者）  ・請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者（いわゆる一人親方） |
| 対象とならない労働者 | ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者  ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）  ・現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）  ・工事に直接携わらない者（事務員、工事材料の製造に従事する者、給食調理員、家事使用人等） |

○ 労働報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき１時間当たりの労働の対価の下限の額を労務報酬下限額といい、労働報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労働報酬下限額は、別紙のとおりです。

※労働の対価と比較するための基準額計算表は、加東市ホームページからダウンロードできます。

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は加東市か受注者又は受注関係者（下請負者等）に申し出ることができます。申出書は加東市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 住所 | 電話番号 |
| 加東市総務財政部管財課 | 〒673-1493 加東市社50番地  （加東市役所庁舎4階） | 0795-43-0414 |
|  | 〒 |  |

令和２年度労働報酬下限額一覧　　　　 　〔１時間当たり〕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 職　　種 | 労働報酬下限額 | No | 職　　種 | 労働報酬下限額 |
| 1 | 特殊作業員 | 2,180 | 27 | 普通船員 | 2,360 |
| 2 | 普通作業員 | 2,160 | 28 | 潜水士 | 3,850 |
| 3 | 軽作業員 | 1,480 | 29 | 潜水連絡員 | 2,770 |
| 4 | 造園工 | 2,250 | 30 | 潜水送気員 | 2,710 |
| 5 | 法面工 | 2,660 | 31 | 山林砂防工 | 2,540 |
| 6 | とび工 | 2,660 | 32 | 軌道工 | 3,980 |
| 7 | 石工 | 3,510 | 33 | 型わく工 | 2,620 |
| 8 | ブロック工 | 2,640 | 34 | 大工 | 2,440 |
| 9 | 電工 | 2,260 | 35 | 左官 | 2,460 |
| 10 | 鉄筋工 | 2,460 | 36 | 配管工 | 2,180 |
| 11 | 鉄骨工 | 2,360 | 37 | つり工 | 2,610 |
| 12 | 塗装工 | 2,570 | 38 | 防水工 | 2,570 |
| 13 | 溶接工 | 2,710 | 39 | 板金工 | 2,440 |
| 14 | 運転手（特殊） | 2,260 | 40 | タイル工 | ― |
| 15 | 運転手（一般） | 1,990 | 41 | サッシ工 | 2,620 |
| 16 | 潜かん工 | 3,400 | 42 | 屋根ふき工 | ― |
| 17 | 潜かん世話役 | 4,020 | 43 | 内装工 | 2,680 |
| 18 | さく岩工 | 2,670 | 44 | ガラス工 | 2,490 |
| 19 | トンネル特殊工 | 3,730 | 45 | 建具工 | 2,380 |
| 20 | トンネル作業員 | 2,710 | 46 | ダクト工 | 2,250 |
| 21 | トンネル世話役 | 4,230 | 47 | 保温工 | 2,530 |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 3,170 | 48 | 建築ブロック工 | ― |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 3,300 | 49 | 設備機械工 | 2,580 |
| 24 | 橋りょう世話役 | 3,670 | 50 | 交通誘導警備員A | 1,530 |
| 25 | 土木一般世話役 | 2,520 | 51 | 交通誘導警備員B | 1,270 |
| 26 | 高級船員 | 2,860 |  |  |  |

（注）タイル工、屋根ふき工、建築ブロック工に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

（注）この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、９２０円 とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

※なお、上記契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とする。ただし、１０円未満の端数がある場合には１０円単位に切り上げる。